

北海道告示第11505号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成25年北海道告示第10329-22号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（経済部））の一部を次のように改正する。

経済第56号様式の次に、次の2様式を加える。

令和3年12月17日

（経済部所管分 その12）

北海道知事 鈴木 直道

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>テレワーク環境整備加速化補助金 札幌市以外に本社を置く道内中小企業者等が行う就業規則等の作成・変更及びテレワーク用通信機器の導入・運用等に係る経費の一部を補助することにより、道内におけるテレワークの一層の普及・定着を図ることを目的とする。</p>	<p>道がテレワーク環境整備加速化補助金交付要綱で定める中小企業者等</p>	<p>事業の実施に要する次に掲げる経費 1 就業規則・労働協約の作成・変更費用 2 外部専門家によるコンサルティング費用 3 労務管理担当者・労働者に対する研修費用 4 端末導入費 テレワーク導入に伴い必要となるノートパソコン及びタブレットの購入費用 5 情報通信機器等導入費 (1) テレワーク導入に関する機器等の購入費用 (2) 業務のテレワーク化に必要なシステム・アプリケーション等の導入による初期費用 (3) テレワークの導入のためのシステム構築費用</p>	<p>4分の3以内 (1補助対象者当たり上限額60万円)</p>	<p>経済56号様式別に指示する様式</p>	<p>経済第57号様式別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部 労働政策局 雇用労政課</p>	<p>—</p>	